

<目次>

- 【1】ビジネスニュース速報
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成、労務、知的財産、再生・承継等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

---

【1】ビジネスニュース速報

---

このコーナーは、日々の業務や様々なニュースソースから、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2022年2月17日（木）15時～16時】（担当：弁護士伊山正和）

テーマ：競業禁止・営業秘密・情報漏洩・顧客流出対策

理美容業向けとしていますが、それ以外の業種でもお役立ていただける内容となっております。

<https://bit.ly/3rTc7lw>

【2022年3月10日（木）15時～16時】（担当：弁護士拾井美香）

テーマ：誹謗中傷・風評被害対策

<https://bit.ly/3u4zFqk>

参加無料ですので、お見逃しなく！

お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

## ◆労務◆

【2022年10月からパート・アルバイトにも社会保険適用となる範囲が拡大されます】

長らくの間、正社員とパート・アルバイトの待遇面での大きな違いに、社会保険の適用があるかどうかという点が上げられていました。しかし、すでに2016年10月から、従業員数が500人を超える事業所では、一定の要件を満たせば、パート・アルバイトも、社会保険の適用対象となっています。

京都府内において、従業員規模が500人を超える事業所となると、上位30社に数えられるほどの大きな企業ということになります。しかし、2022年10月からは、従業員数が100人を超えると、社会保険の適用を受けるパート・アルバイトが生じ得ることとなります。さらに2024年10月からは、従業員数が50人を超える事業所にも、その対象となりますので、今から十分に知識を得ておく必要があります。

社会保険の適用となるパート・アルバイトとは…

<https://bit.ly/3u4HZ9h>

【3年目の残業代請求—消滅時効2年の時代はすでに終わっています！】

2020年4月1日に労働基準法が改正され、これ以降に働いた分に対応する給料については、消滅時効の期間が3年と改められました。しかもこれは、「当面の間」の措置であり、具体的な時期は定まっていないものの、そう遠くない時期には、給料の消滅時効の期間は、なんと5年にまで改められることとなっているのです。それだけでなく…

<https://bit.ly/3u8hBeP>

【過労死ライン①】

いわゆる「過労死ライン」をご存知でしょうか。ごく簡単に言えば、業務における過重な負荷による脳血管疾患、心臓疾患、精神障害と関連性が強いと判断される労働時間のことで、

①発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月あたりの時間外労働が80時間を超えること

②発症前1か月間に1か月当たりの時間外労働が100時間を超えること

とされています。

しかし、このラインを超えなければ大丈夫というものでもありません。

先般、千葉県内の店舗で勤務中に脳内出血で救急搬送され、左半身麻痺の後遺症を負った元調理師に対し、労災認定が認められました。このケースでは、直近2か月間の残業時間は月平均約75時間だったので、過労死ライン未満ということになります。

これまでは過労死ラインを超えない場合の労災認定は極めて限定的でした。

しかし、厚労省は2021年7月に過労死認定基準の見直しについて報告書をまとめ、過労死ラインを超えなくても労災と認める場合があることを示しました。当該報告書では、労働時間以外の負荷要因として、勤務時間の不規則性、心理的負荷を伴う業務や作業環境、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、身体的負荷を伴う業務、事業場外における移動を伴う業務が挙げられており、過労死ラインを下回るケースでも労災認定される可能性が出てきました。

#### 【過労死ライン②】

兵庫県三田市の有名な洋菓子店で、労基法違反による書類送検事案が発生しました。

2021年1月、ロールケーキ等を製造する社員11人に対し、過労死ラインである月100時間を大きく超える時間外労働をさせた疑いです。月342時間の残業もあったようです。

法人、製造部長、経営サポート本部元次長が書類送検の対象となりました。

#### 【不況期に会社を守るための人材活用のあり方】

不況期に会社を守るためには、その先にある回復期において、いかに優秀な人材を活用できる態勢を整えるかということが最重要の課題となります。そのためには、働きぶりが評価される給与体系の必要です。

少し前から、従業員の給与を定めるために、能力や成果を評価した上で査定をするという方法が進められるようになりました。しかし実際は、こうした評価制度を導入してみたものの、うまく機能しないという例が多いのではないのでしょうか。その原因のほとんどは、評価の仕組み自体が企業の実態や規模に合わないことによります。

- ✓ 総務部門や営業部門など、職種が違っているのに同じ評価基準を使っている。
- ✓ 業務への積極性や向上心など、主観的な要素を評価の中心に据えている。
- ✓ 評価の基準が従業員との間で共有されていない。
- ✓ 会社が行った評価に対する従業員への改善指導体制が整っていない。
- ✓ 中間的な評価に集中してしまい、結局、現状維持のままになってしまう。

このような運用になっている評価制度はすでに機能不全の状態にあります。

見直しのポイントは…

<https://bit.ly/3u0RFBS>

#### 【パワハラ防止】

2022年4月から中小企業も義務化されるパワハラ防止に関する弁護士伊山正和の解説はこちらです。

メディアも関心を持っているようで、大手産業経済紙の取材も受けました。

<https://bit.ly/3ACngLn>

## ◆広告・販売規制◆

### 【景品表示法違反（優良誤認表示）】

あのクレベリンに対し、景品表示法に基づく措置命令がなされました。

措置命令の対象となった製品は、「クレベリン スティック ペンタイプ」「クレベリン スティック フックタイプ」「クレベリン スプレー」「クレベリン ミンスプレー」の4商品です。

皆様お馴染みの置き型については、措置命令に対する差止めの仮処分が認められました。

上記4商品については、商品を使用すれば、発生する二酸化塩素の作用により、身の回りの空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果等が得られるかのような表示がなされていました。しかし、消費者庁に提出された資料では、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠とは認められませんでした。

また、商品パッケージには、「ご利用環境により成分の広がり異なります。」、「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」等と表示されていますが、当該表示は、一般消費者の誤認を打ち消すものではないと判断されています。

打消し表示の基本は、問題となる表示によって一般消費者が抱くであろう誤認を正しく打ち消せることです。打消し表示に成功できている例はほとんどないというのが実感ですので、ぜひ事前に弁護士によるチェックを受けていただきたいと思います。

当事務所では、広告・販売規制に関するご相談を随時承っております。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

## ◆知的財産◆

### 【ファスト映画は著作権侵害】

ファスト映画の制作者に対し、罰金20万円の略式命令がなされました。

ファスト映画とは、映画を10分程度に無断編集したものです。2020年春ごろからYouTubeで増加し、2100本以上の投稿があったようです。制作者は投稿により多額の広告収益を得ており、被害総額は950億円超と試算されているようです。ファスト映画を制作し、ネットにアップすることは、複製権、翻案権、同一性保持権、公衆送信権の侵害となります。

漫画村事件では実刑となっており、著作権侵害に対する取り締まりの目が光っています。

知的財産権に関するお悩みは「知的財産チーム」にご相談ください。

<https://bit.ly/3r2KRBI>

## ◆株主総会◆

### 【関西スーパー事件】

関西スーパーマーケットとエイチ・ツー・オーリテイリングと統合については、最高裁が統合を認める判断を示して決着しました。

この事件は、関西スーパーを阪急阪神百貨店と首都圏地盤のスーパー「オーケー」が取り合ったものです。

問題となったのは、関西スーパーの臨時株主総会でのある法人株主の投票でした。この株主は、事前に統合に賛成の書面（議決権行使書と委任状が一体となった書面）を出していましたが、当日、総会の傍聴を希望し、会場で「棄権」と見なされる白票を投じてしまいました。その結果、賛成率は65.71%となりましたが（賛成率が66.66%未満であれば否決となります。）、この株主が集計作業中に関西スーパーに自己の票の取り扱いを確認した結果、「棄権」ではなく「賛成」の扱いとなったため、賛成率が66.68%となり、かろうじて可決されました。

その後、オーケー側が統合の差止めを神戸地裁に申し立て、神戸地裁は会場での白票が優先されるとして統合の差止めを認めましたが、大阪高裁は、この株主の票を賛成票として取り扱うことも許容されるとして統合を認め、最高裁もこれを維持しました。

本件を教訓とし、議決権行使書面と総会当日の投票が齟齬する場合にどちらが優先されるかについて、事前及び当日に十分な説明を尽くすようにしてください。

## ◆SDGs・CSR◆

### 【企業行動憲章、人権デュー・デリジェンス】

経団連の企業行動憲章にも示されているように、ビジネスと人権は、より高次元の企業活動を実現するパートナーです。指導的な立場の皆様が率先して人権を尊重することが時代の要請です。

「人権を尊重する経営」は、人権を尊重する方針を策定し、社内外に表明するところからスタートします。

そして、策定・表明した人権方針に基づき、人権デュー・デリジェンスのPDCAサイクルを回します。

具体的には、①人権リスクの評価（アセスメント）→②社内部門・手続きへの統合と適切な措置の実施→③追跡調査→④情報開示→①に戻るというサイクルです。

人権方針の策定やPDCAサイクルの円滑な回転等についてのお悩みについてもご対応可能です。

## ◆その他◆

### 【文書作成】

文化審議会が「公用文作成の考え方」を建議しました。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93651301\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93651301_01.pdf)

個人的には、読点について、これまでは「, 」が用いられていましたが、ようやく「、」が原則となったことが大きなトピックですが、そんなニッチなことよりも、文の書き方についての留意点として示されている次の13点の方が皆さまにとって有益かと思われるので、ご紹介します。

- ① 一文を短くする。
- ② 一文の論点は一つにする。
- ③ 三つ以上の情報を並べるときには、箇条書を利用する。
- ④ 基本的な語順（いつ・どこで・誰が・何を・どうした）を踏まえて書く。
- ⑤ 主語と熟語の関係が分かるようにする。
- ⑥ 接続助詞や中止法を多用しない。
- ⑦ 同じ助詞を連続して使わない。
- ⑧ 複数の修飾語が述部に掛かるときには、長いものから示すか、できれば文を分ける。
- ⑨ 受身形をむやみに使わない。
- ⑩ 二重否定はどうしても必要なとき以外には使わない。
- ⑪ 係る語とそれを受ける語、指示語と指示される語は近くに置く。
- ⑫ 言葉の係り方によって複数の意味に取れることがないようにする。
- ⑬ 読点の付け方によって意味が変わる場合があることに注意する。

---

## 【2】当事務所のサービス案内

---

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来のご顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://bit.ly/3u06BQN>

### 【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://bit.ly/3r3KEHj>

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円〜）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://bit.ly/3IKII4H>

### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。

薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

基本：1広告あたり2万7500円（税込み）

※A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

代替表現のご提案：+2万7500円（税込み）

継続的なご依頼：月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

※A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円（税込み）

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

<https://bit.ly/3u4h5li>

### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役を設置する会社が年々増加しています。

会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの改訂が主な原因ですが、単に義務化されたからという理由だけで渋々設置するのはもったいないです。

社外取締役・社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。

- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

私達は、上場企業を含む約 100 社以上の会社及び団体と顧問契約を締結しており、日常的に企業活動の様々な経営判断に関与している経験を活かし、貢献したいと考えております。

課題や将来展望、お求めのスキルや注力分野、年齢層、ご予算等がありましたら、それらを踏まえて最適と考えられる弁護士をご紹介させていただきます。

<https://bit.ly/3IERdNI>

---

### 【3】セミナー案内

---

【2022年2月17日（木）15時～16時】（担当：弁護士伊山正和）

テーマ：競業避止・営業秘密・情報漏洩・顧客流出対策

理美容業向けとしていますが、それ以外の業種でもお役立ていただける内容となっております。

<https://bit.ly/3rTc7lw>

【2022年3月10日（木）15時～16時】（担当：弁護士拾井美香）

テーマ：誹謗中傷・風評被害対策

<https://bit.ly/3u4zFqk>

参加無料・オンライン・事前申込要です。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://bit.ly/3r4dVZL>

---

### 【4】ニュースレター案内

---

News Letter vol.12 を発行しました。



●特集 パワハラ防止法全面適用

パワハラ防止法が中小企業も義務化。

もし社内でパワハラが起きたら企業はどのように対応すればよいのか。 (弁護士伊山正和)

バックナンバーは…

<https://bit.ly/3IL81Tp>

【編集後記】

2022年1月号、いかがでしたでしょうか？

プロ野球は、ファイターズの本拠地が北広島市に移転するという Big News がありました。ファイターズの改革に目が離せません。

今年のF1は、タイヤが大きくなるという Big Change の年です。下剋上はあるのか。そして、ルイス・ハミルトン選手はどうなるのか。ドキドキしながら開幕を待ちたいと思います。

寅年ですので、京都国立博物館の新春特集展示「寅づくし」を見に行ってきました。

目玉である尾形光琳の「竹虎図」が素晴らしいのはもちろんですので、余計な修飾語は無用ですが、個人的に興味を湧かしたのは、新収品展の徳川家光の「梟図」です。この絵は大変かわいらしく、癒されます。徳川家光といえば、「生まれながらの将軍」として武家諸法度、参勤交代、鎖国と江戸幕府が強固になる基礎を作った敏腕将軍というイメージですが、ギャップ萌えです。

それと、ランチでいただいた併設レストランのハンバーガーは大変美味でした。意外なところにお気に入りを見つけてラッキーでした。

コロナでおうち時間が長いので、テレビドラマを見る機会も多くなりました。

毎田暖乃さんの演技力、モノスゴイですね。天才子役爆誕の瞬間に立ち会っているのかもしれない。

横浜流星さんは走る姿もカッコイイ。イケメンが走るシーンの必要性が何となくわかってきました。

予想どおりコロナ第6波が来てしまいましたね。来るのがわかっていても抗う術もなく、私の子供が通う保育園では、5か月ぶり5度目のコロナ休園になりました。

保育園が休園になって苦しんでいるお父さん・お母さん・お祖父さん・お祖母さん、気持ちは同じです。一緒に乗り切りましょう！

閉塞感で辛い日々ですが、2021年の紅白でマツケンサンバが流れたので、2022年は良い年になると確信しています。

明るく・楽しく・元気良く。See you next month！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)